

○ 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号）新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>その他の留意すべき事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係について 宅地建物取引業者は、新築マンションの分譲に際し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第一百三十三条第一項の規定により、同法施行規則第百二条に定める<u>十一種類の図書</u>を当該マンションの管理等に対し交付することとされている。この場合において、<u>図書の内容</u>は次のとおりであるので留意すること。</p> <p>(1) <u>十一種類の図書</u>は、建築基準法第七条第一項又は第七条の二第一項の規定による完了検査に要した付近見取図、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、断面図又は矩計図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書と同一の内容のもの並びに同法第二条第十二号に規定する設計図書の一部として作成する仕様書とする。</p> <p>(2) 建築基準法施行規則第三条の二に規定する計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更があった場合には、当該変更内容を明確にする措置を講じるものとする。</p>	<p>その他の留意すべき事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係について 宅地建物取引業者は、新築マンションの分譲に際し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第一百三十三条第一項の規定により、同法施行規則第百二条に定める図書を当該マンションの管理等に対し交付することとされている。この場合において、<u>交付すべき図書</u>に該当するか否かについては、<u>図書の形式的な名称</u>に関わらず、記載されている内容により判断する必要があるので留意すること。また、他の資料の内容を当該図書に引用している場合はその引用部分はその引用部分を併せて交付すること。</p>